

## 譲渡性預金規定

改正後	現 行
<p>譲渡性預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p><b>1. 預金契約の成立</b> 当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>1の2. 預金の支払時期</b> (省 略)</p> <p><b>5. 届出事項の変更、証書の再発行等</b> (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書表面に記載の取扱店に届出てください。この届出の前に、<u>届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (省 略)</p> <p><b>6. 印鑑照合</b> 証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、<u>払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</u> (以 下 省 略)</p>	<p>譲渡性預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p><b>1. 預金の支払時期</b> (省 略)</p> <p><b>5. 届出事項の変更、証書の再発行等</b> (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書表面に記載の取扱店に届出てください。この届出の前に、生じた損害については、当行は責任を負いません。 (省 略)</p> <p><b>6. 印鑑照合</b> 証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、<u>それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (以 下 省 略)</p>